第二次大戦後の栃木県公立学校教員採用候補者選考試験の歴史

瓦井　千尋，丸山　剛史，小原　一馬

宇都宮大学教育学部研究紀要　第69号　別刷

2019年3月4日

第二次大戦後の栃木県公立学校教員採用候補者選考試験の歴史

Historical Analysis on the Selection Test System for Teacher Candidates in Tochigi Prefecture after World War Ⅱ

瓦井　千尋†，丸山　剛史‡，小原　一馬‡
KAWARAI Chihiro, MARUYAMA Tsuyoshi and KOHARA Kazuma

概要（Summary）

The purpose of this research is to clarify the formation process of the Selection Test System of Teacher Candidates in Tochigi Prefecture after World War Ⅱ. The main materials are articles of magazines edited by the Ministry of Education or Tochigi Prefecture Board of Education, and the Tochigi prefecture Selection Test of Teacher Candidates summary. The main results are as follows. 1) The Ministry of Education issued a notice on the Selection Test System of Teacher Candidates not only in 1982 but also in 1986 and 1996. 2) Since 1996, the Tochigi Prefectural Board of Education has added various ways of evaluation for the exemption from the written exam.

キーワード：教員採用候補者選考試験（Selection Test System of Teacher Candidates），公立学校（Public School），栃木県（Tochigi Prefecture）

1.研究の目的及び方法

本稿は、栃木県公立学校教員採用候補者選考試験（いわゆる教員採用試験）[1]に関する歴史的研究である。本稿では、教員養成カリキュラム評価の事例研究（宇都宮大学学芸学部・教育学部の場合）における教員養成カリキュラムの背景に関する検討として同県の公立学校教員採用候補者選考試験システムの形成と展開の過程を明らかにすることを目的としている。

わが国の教員の任用ないしは採用、特に第二次大戦後の公立学校教員採用候補者選考試験の歴史に関しては、神田修・土屋基規、榊原禎宏、藤本典裕らが言及している。これらの論考では「選考」あるいは競争試験のあり方や採用選考の閉鎖性（公開性）等の原理論的検討が主であり、教員採用候補者選考試験自体の歴史を主題的に論じた論考は多くはなく、布村育子の論考は数少ない先行研究の一つであると思われる[2]。布村は、第二次大戦敗戦後から「現在」（2013年発行の大学紀要掲載論文であるため、「現在」は2013年頃までをさすと思われる）までを、次の4期に区分し検討している。第Ⅰ期・開かれた教員採用：理念的教員採用の模索（終戦～ 1955年）、第Ⅱ期・開かれた教員採用の退却：「選考」の揺らぎ（1956年～ 1980年）、第Ⅲ期・選考方法に対する国の関与：「選考」方法の多様化へ、第

† 宇都宮大学教職センター（連絡先：kawarai@cc.utsunomiya-u.ac.jp　著者1）
‡ 宇都宮大学教育学部

Ⅳ期・「選考」の形骸化：「公表」がもたらすパラドクス（1996年～現在）。教員採用候補者選考試験システムに関しては、第Ⅲ期に「文部省（当時）の方針によって、選考方法が多様化した」こと、この「多様化」は「文部省の求める教師像を目指すものであったために、結果として多様化と画一化が表裏一体であるという、矛盾した様相を呈することになった」こと、などを指摘している。しかし、時期区分の指標が曖昧である。時期区分の指標とされたのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、1981年の自由民主党「教育問題に関する小委員会報告」、「公務員試験予備校」の「台頭」であった。

ところで、上記の先行研究は選考方法が「多様化」していることに言及しつつ、その際に1982年に文部省初等中等教育局が各都道府県教育委員会宛に「教員の採用及び研修について」を発出していたことを指摘し、両者の関係に留意していた。今回の検討に際して文部省調査普及局地方連絡課（その後、文部科学省初等中等教育局中等教育企画課）編集『教育委員会月報』誌を紐解いてみると、上記以外にも文部省から都道府県教育委員会に宛てて教員採用に関する通牒が発出されていたことが判明した。こうした通牒が1990年代以降の変化にも影響を与えていた可能性がある。

そこで、本稿では、『教育委員会月報』誌（宇都宮大学附属図書館及び東京学芸大学附属図書館所蔵分）を用いて先行研究が言及してこなかった文部省の教員採用候補者選考試験施策に関して述べながら、栃木県教育委員会事務局編集『教育月報』誌、同委員会編集『教育とちぎ』誌（いずれも栃木県立図書館所蔵分）、「栃木県公立学校新規教員採用選考要項」（1988年度以降の各年度、瓦井千尋所蔵分）、いわゆる教員採用試験対策雑誌『教職課程』（東京大学大学院教育学研究科図書室及び作新学院大学図書館所蔵分）を用いて栃木県公立学校教員採用候補者選考試験の変遷を検討する。なお、『教職課程』誌掲載記事は執筆者や出典が不明な記事は可能な限り用いないようにした。

そのほか時期は限定されるが、1970年代末から80年代にかけて『教職課程』誌に栃木県教育委員会関係者の談話や合格者の出身大学に関する情報が掲載されており、教員採用候補者選考試験には基礎的な知見として有用と思われたため、本稿の末尾に資料として掲載しておくこととした。

2.地方教育行政の組織及び運営に関する法律以前

この時期の教員選考に関して、布村は「この時期の教員の選考は、『教員志願者名簿』から、市町村教育委員会を含めた各教育委員会の教育長が、校長の意見を聞いて行っていたことになる。この志願者名簿は、都道府県教育委員会が作成するのであるが、採用する側の校長の意見を聞かなければならないという点で、学校教育現場と教員採用が近接していたと言える」とし[3]、教員志願者名簿は都道府県教育委員会が作成していたとしている。

ただし、採用志願者名簿は大学が一括して提出することになっていたことを忘れてはならない。1952年11月19日付文初地第911号では教員の適正配置を行うことを目的とし「採用志願者名簿」作成に関する留意事項を都道府県教育委員会に通達しており、留意事項の一つに「卒業生（修了生）の採用志願者名簿の受付については、大学当局から一括して提出を受けるようにすること」が記されていた[4]。

3.地教行法制定以降、文初地第237号（1982年）以前

（1）当初は学力試験と口頭試問のみ

今回の検討で見つけ出すことができた最も古い教員選考要項は1959年度実施に関するものであった[5]。当初は、書類選考、学力試験、口頭試問、身体検査を主な内容としていた。

「必要書類」として「教員選考願、身体検査書、履歴書、教員選考願調書、最終学校の学業成績証明書、

卒業証明書（又は見込証明書）、免許状授与証明書、写真等」の提出を求め、「書類選考、学力試験、口頭試問、身体検査を行い合格者を決定する」こととされた。

「学力試験科目」は、小・中・高、盲・聾学校の場合、「一般教養」及び、募集する学校種・教科目の「専門科目（実技を含む。）」とされた[6]。「一般教養」に教職に関する内容、いわゆる教職教養が含まれていたかは定かでない[7]。いわゆる教職教養が選考要項に明記されるのは2002年度以降であり、2002年度以降「第1次試験」の「学力試験」に「一般教養（教職専門を含む）」と記されるようになった。「専門科目」に「実技」が含まれていたが、当時は中・高等学校教員選考の特定の教科に限定されていたと考えられる。小学校教員選考において実技が課されるのは、後述のように1980年代以降のことである。

1959年度の受付期間は1959年11月20日から30日までであり、学力試験実施日は1960年1月6日（小、中、盲・聾学校）あるいは17日（高校）、口頭試問及び身体検査は2月下旬とされた。当初は年末から年始にかけて受付、試験が実施されていたが、遅くとも1967年までには7～8月に願書を受け付け、10月から11月にかけて選考が実施されるようになっていた。

(2) 校種間の併願、その廃止と再開

1975年頃は小学校・中学校・高等学校の校種間で併願が可能であった。『教職課程』誌掲載記事に併願に関する記述がある（下線はいずれも引用者）。

> 「応募状況を詳しくみると、実人員で二千三百四人だが、併願を含めた出願延べ人数は、高校出願が千四百四人、中学千六百九十五人、小学校が六百三十二人で、合計三千百三十一人となった。／また、同県も他県と同様に小学校教員課程の出身者の進路多様化、中学校教員出願者の過大化の傾向が強まっている。今回の併願状況をみると、高校と中学の併願が九百六人、高校・小学の併願が三人、中・小学校が百三十七人、高・中・小の併願が二百三十一人などとなっている。」[8]
>
> 「今年度の公立学校新規採用試験の応募者は二千八百十二人と前年度を約五百人上回るこれまでの最高を記録、どの科目もふえた。（中略）また、本県では免許状があれば小・中・高いずれも受験できる『併願制』を採用しているが、この併願を含めた出願延べ人数となると高校千五百九十八人、中学校二千五十人、小学校八百六十八人で、合計四千五百十三人となり、前年度を千四百人上回る。／今回の併願状況では、高校と中学の併願が千百九十二人、小・中学校が二百二十七人、小・中・高が百七十四人、高・小学校の併願が四人。逆に高校のみ応募は三百二十人、小学校のみ四百三十一人、中学校のみ四百六十三人となっており、小学校教員課程出身者の進路多様化、中学校教員出願者の過大化はますます拡大している。」[9]
>
> 「53年度の応募者は3,812人と前年度を1,000人上回る史上最高となり、受験者は3,205人。12月はじめ発表された最終合格者は651人で競争倍率は4.9倍（前年は3.8倍）の狭き門。また、本県は併願制のため出願延べ人数は高校2,398人、小・中学校3,860人、養護教員110人の計6,368人となり、前年度を1,855人上回った。」[10]

この三校種併願は1979年度に不可になった。『教職課程』誌掲載記事に次のように記されていた。

> 「試験は54年度から小、中、高校間の併願はできなくなったが、特殊学校と小、中、高の併願は認められる。」[11]

1979年度以降三校種併願は不可となったが、小・中併願、特殊学校と小・中・高との併願は可能であった。1981年度実施の教員選考から小・中併願の場合、第一希望の校種の受験のみで両方の選考対象とすることとなった[12]。

2002年度より小・中間において認められていた併願が認められなくなった。栃木県教育委員会「平成13年度栃木県公立学校新規採用教員選考要項」には「4　書類の提出先」の「注」に下記のように併願可能な校種の組み合わせを掲げていた。

(注) 1. 校種の併願を認めるのは、次の組合せの場合のみとする。
・「小学校」と「中学校」
・「小学校」と「盲・聾・養護学校（小学部）」
・「中学校」と「盲・聾・養護学校（中学部）」
・「高等学校」と「盲・聾・養護学校（高等部）」
・「養護教諭（小・中学校）」と「養護教諭（県立学校）」

「平成14年度」選考要項から上記の注記が削除され、「（注）併願は認めない」と記された。

しかし、2005年度実施の教員選考から併願制度が再開される。「平成18年度」選考要項の「1. 募集区分・教科・科目及び人員」の「注意」事項に「『小学校教諭』と『中学校教諭』における併願のみ認める。（併願者は、併願する校種のすべての試験を受験すること。）」と記されていた。小・中間ではあり部分的ではあるが、併願制度が再開された。

(3) 関東地区併願不可

1980年度から関東地区内での併願が不可能になった。『教職課程』誌掲載記事に次のように記されていた。

> 「56年度採用試験は、本県で国民体育大会が開催された関係で、試験日が1か月早められ、また関東ブロックと同時実施となったため、志願者、受験者とも大幅に減少した。」[13]
>
> 「栃木県の57年度教員採用試験は7月26日に行われる。前年同様、関東地区内でのかけもち受験はできない。」[14]

上記の地方ごとの教員選考試験実施日統一（ここでは主に一次選考をさす）は、1979年度に東海地区、近畿地区で始まり、1982年度までにほぼ全国に広がったとされる[15]。なお、ここでいう関東地区とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、川崎市、横浜市の都県・政令指定都市をさす。

(4) 小学校水泳実技試験開始

1981年度実施の教員選考から小学校教員受験者に水泳の実技試験が実施されることになった。これは泳げる教員が多くないことが確認されたからであるとされる。『教職課程』誌掲載記事に次のように記されていた。

> 「小学校受験者全員に、今年から、水泳の実技試験を課すことになった。小学教員に特に多い『カナヅチ先生』を少しでも減らそうというのがねらい。栃木県ではこの『カナヅチ先生』の問題は深刻で、県教委が54年度に、小学校女性教員約4000人を対象に行った泳力調査では、まったく泳

げない、が12％、5m以上25m未満が61％、25m以上が27％しかいないことがわかった。実技試験での泳法は自由で『犬かきも可』としている。県教委では『県内ほとんどの小学校にプールがあり、先生が泳げないと困るし、子どもがおぼれた時に助けられないと大問題』と説明している。」[16]

（5）人物調査・素行調査実施検討

1982年度実施の教員選考に向けて人物調査・素行調査の実施が検討されていた。これは県立高校教員による万引き事件や覚せい剤事件が発生し、現職教員が逮捕されたことに起因するという。

「採用方法の変更を検討中　さて57年度の採用試験の予測だが、採用予定者数は、56年度と大差はない見通しだが、採用試験の中身について、従来より若干変えることを県教委では検討している。それというのも、栃木県では55年度に、県立高校教員の万引き事件、覚せい剤事件が発生し、それぞれ現職の高校教師が警察に逮捕されるという事件が起きたためだ。県教委では、それらの教員を懲戒免職処分にしたが『やめさせれば、それでよいというわけにはいかない』として、今後の教員採用のあり方、試験方法の改善策などについて、県教委で真剣に検討中だ。／とくにこれまで、大半の教科はペーパーテストと面接で合格者を決めていたが、これ以外にたとえば人物調査、素行調査などを取り入れられないかということだ。採用試験の受験者が、大学在学中、あるいは高校在学中に警察に検挙されたことがあるかどうか、あるいは交友関係に暴力団員など好ましからざる人物がいないかどうか、などを調査できないかということだ。／55年10月、警察に逮捕された田沼高校の教員（37歳）の場合などは、地元の暴力団員と数年間も交友関係にあり、覚せい剤の常習者であったことがわかり、県教委幹部は大きなショックを受けている。」[17]

1980年10月30日、県立田沼高等学校体育科担当教諭（当時）が覚せい剤取締法違反の疑いで逮捕され、辞表を提出したが受理されず、その後懲戒免職処分となっていた[18]。

4.文初地第237号以後

4-1　文部省の教員採用候補者選考試験施策

文部省は、1978年6月16日の中央教育審議会答申「教員の資質能力の向上について」以降、公立学校教員採用候補者選考試験の実施方法及び実施状況に関する資料や解説を『教育委員会月報』にほぼ毎年掲載するようになった（「○○年度実施の教員採用選考試験の方法について」、「○○年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」のタイトルでほぼ毎年度記事が掲載されている。）。

1982年5月31日に文初地第237号「教員の採用及び研修について」発出直後には「特色」ある教員候補者選考を『教育委員会月報』に紹介するなどした[19]。

1986年4月23日の臨時教育審議会第二次答申において教員採用候補者選考試験のあり方に関して選考方法の多様化と採用スケジュールの早期化が指摘された[20]。同年6月13日には教育助成局長・初等中等教育局長・社会教育局長通知文教地第125号「臨時教育審議会『教育改革に関する第二次答申』について」が出された。翌1987年度からは文部省がいくつかの県に「教員採用試験の改善のための実践研究」を「委嘱」し、「諸課題についての研究」を検討し始めていた[21]。

1996年1月には「教員採用等に関する調査研究協力者会議」が組織され[22]、14回にわたる審議の結果、同年4月5日付で「審議のまとめ」が出された。文部省はこの結果に基づいて同月25日付で文教地第

170号「教員採用等の改善について」を発出した[23]。確認した限りでは、これ以降、文部科学省から教員採用候補者選考試験に関して通牒が発出されたことはないと思われる。1999年以降は、『教員採用等の改善に係る取組事例』を毎年度発行している。

4-2 栃木県の教員採用選考施策

栃木県でも1983年以降、選考方法が変化していった。以下、栃木県の教員採用候補者選考試験の動向に関して記す。

(1)中学校一次試験への面接導入、小学校運動技能・音楽実技テスト開始、願書内容変更

1983年度の教員選考では、①中学校一次試験に面接が導入されるとともに、②小学校教員選考に運動技能テストも導入され、③さらに願書の内容にも変更が加えられたという。

> 「これまでとの大きな相違点は、まず中学校教員の一次試験に面接をとり入れたこと。2番目に小学校教員の全受験者に対し、従来の水泳のほかに基本的な運動技能をみる実技テストを課したこと。…今回はさらに運動の技能程度にウエイトを置き、この技能テストを水泳試験の間に屋内運動場で行うことにした。…／また、中学校教員の一次試験に面接をとり入れたことについて『文部省の指導で人物全般を重視するため』(県教委)としている。さらに県教委は『一次試験の面接は受験者が多いのと、日程などの都合でグループ面接になるだろう』と話している。／このほか、特徴的なことは、今回の願書から、受験者の中学時代からのクラブ・部活動歴を記入する欄を大幅に拡大したこと。これは、知識でなく、人物全般について教員の適性を判断するためといえよう。」[24]

このように、中学校教員選考の一次試験に面接が新たに導入されるとともに、小学校教員選考にも基本的な運動技能をみるための実技試験が導入された(その後、小学校運動技能実技試験は2000年度に音楽実技試験とともに一次試験での実施から二次試験での実施に変更された)。また、願書の内容にも変化があり、中学時代からのクラブ・部活動歴を記入するよう記入欄が拡大されたという。

上記の変更のうち、中学校一次試験に面接が導入された経緯に関して「文部省の指導で人物全般を重視するため」とされていたことには着目しておきたい。「文部省の指導」とは前記の通牒・文初地第237号(1982年)を指すのであろうか。

1985年度の小学校教員選考では音楽の実技テストが導入された。『教職課程』誌掲載記事において次のように記されている。

> 「…このほか、特別に教育界に時事的な出来事はないが、試験内容で、61年度から小学校教員の志望者に対して新たに音楽の実技試験を導入することになった。この音楽の実技試験は、すでに他の都道府県で実施しており、栃木県でもこれに足並みをそろえる。県教委は60年以降、小学校教員志望者に対して『ある程度、ピアノが弾けるようにしてもらいたい』と注意している。」[25]

栃木県教委は以前から小学校教員志望者にピアノ演奏に関する技能習得を求めていたが、1985年度実施の小学校教員選考から音楽の実技テストが導入された。導入理由に関しては「①すでにほかの都道府県の多くが実施している、②音楽の重要性を考慮」という二つの理由が掲げられた[26]。音楽実技テストの内容は「オルガン弾き歌い」とされる(2016年度より小学校第2次試験の実技試験に「小学

校における英語教育で扱う程度の簡単な英会話」が加えられる。)[27]。

1990年度には小学校教員選考でも一次試験に「面接(集団面接)」が導入された[28]。

(2)受験資格年齢引き上げ

1986年度実施の教員選考から小・中学校教員選考の受験年齢が引き上げられた。1986年度実施の教員選考では「出願資格・手続き」に関して「受験年齢が39歳まで引き上げられた」[29]。こうした措置は小・中学校の教員構成における、いわゆる中堅層が少ないという理由によるものとされる。また、実際にこうした措置の「恩恵」を受けた者もいたという。

> 「栃木県では小学・中学校教員構成で35歳―45歳の中堅層が少ないため、62年度から義務教育課程の新規採用選考試験の受験資格を5歳引き下げて39歳まで可としたが、今回も適用される。前年度は対象者32人が受験して39歳の主婦ら7人がこの恩恵を受けて合格した。」[30]

この受験資格年齢は、2014年度の教員選考以降さらに引き上げられ、40歳未満であったものが45歳未満に引き上げられた。「平成25年度」要項において年齢制限に関して「昭和48年4月2日以降に生まれた者」と記されていたものが、「平成26年度」要項では「昭和44年4月2日以降に生まれた者」に改められていた。

(3)特別選考

1990年度から特別選考が開始された。最初は「スポーツにおいて世界レベルの実績を有する人を特別に選考する特別枠」、すなわちスポーツ実績特別選考である。その後、「身体に障害のある方を対象とした選考」(障害者)、「英語の資格により一部試験を免除した選考」(英語資格)、「特定の資格や経歴により一部試験を免除した選考(免許状の所有の有無に関わらない選考)」(特定の資格・経歴)、「教職経験により一部試験を免除した選考」(教職経験)、「介護等の事由による退職者を対象とする一部試験を免除した選考」(介護事由退職教員)等の特別選考が追加され、8種類の特別選考が行われるようになった。詳細は下記の表1のとおりである。

表1　栃木県の特別選考の種類と内容

年度	特別選考の種類	募集教科目	要件	特別選考の内容
1.スポーツ				
1990	スポーツ実績による一部試験免除	中高(保体)	・スポーツにおいて秀でた技能をもち世界レベルの実績	一次試験免除
2005	スポーツ実績による一部試験免除	中高(保体)	・世界大会レベル出場 ・全国規模大会で特に優秀な成績	一次試験専門科目・実技免除
2015	スポーツ指導実績、競技実績による一部試験免除	すべて	・全国規模大会に出場者を指導 ・全国規模大会に出場	一次一般教養試験免除、集団面接にかえ個人面接
2016		中高/すべて	・A選考:指定種目での指導実績あるいは競技実績 ・B選考:指定種目以外での競技実績	
2.身体障害				
2003	身体障害者	中高		障害の種類・程度を配慮
2008		すべて		障害の種類・程度を配慮、実技試験等を免除・軽減
3.英語資格・小学校英語教育				
2004	英語資格による一部試験免除	中高(英語)	・TOEFL600点以上 ・TOEIC900点以上 ・英検1級	一次試験免除
2017	小学校英語教育特別選考	小	・中高・英語免許状取得(見込)	一次試験一般教養試験免除
4.介護福祉士・看護師、工業技術実務経験				
2010	特定の資格・経歴による一部試験免除	高(福祉)	・介護福祉士、看護師等5年以上の実務経験	一次一般教養試験免除、集団面接にかえ個人面接
2012		高(福祉、工業)	・福祉:介護福祉士、看護師等5年以上の実務経験 ・電気・機械:高度な専門的な知識・技能を有し、民間企業・官公庁における7年以上の実務経験	
5.教職経験				
2011	教職経験による一部試験免除	すべて	・他府県教採合格・5年以上の正規任用	一次試験免除
6.栃木県内講師経験				
2013	講師等経験による一部試験免除	すべて	・栃木県内での講師勤務 ・前年度の栃木県教員採用試験二次試験でAランク	一次試験免除
2013	若手人材の一部試験免除	すべて	・前年度の栃木県教員採用試験二次試験でAランク	一次試験免除
7.特別支援学級・学校担当等				
2015	特別支援学級担当等経験による一部試験免除	小中	・特別支援学校教諭免許状取得(見込) ・特別支援学級・特別支援学校講師勤務経験 ・前年度の栃木県教員採用試験二次試験でAランク	一次試験一般教養試験・集団面接免除
8.介護事由退職者				
2017	介護等事由退職者の一部試験免除	すべて	・栃木県公立学校教諭5年以上教職経験、介護等事由退職者	一次試験個人面接のみ、二次試験実技試験免除

(4) 外国籍者の任用に対する考慮

1993年度の教員選考要項以降、「選考要項」の「その他」において「日本国籍を有しない者を任用する場合は、期限を付さない常勤講師とする」と明記し、外国籍者の任用を考慮するようになった[31]。

(5) 小学校二次試験に集団討論、盲・聾・養護実技試験導入、求める教師像リーフレット作成

1998年度の教員選考以降、小学校二次試験に集団討論を導入するとともに、盲・聾・養護学校（現、特別支援学校）の二次試験に実技試験が導入された[32]。これらの他、栃木県が求める教師像のリーフレットが作成され、配布されるようになった[33]。

(6) パソコン実技試験

2001年度より全校種の二次試験にパーソナルコンピュータ（パソコン）操作に関する実技試験が導入された。事前に知らされた実技試験の内容は次のとおりである[34]。

「パソコンの基本的操作／（中学校の技術、高等学校の機械、土木、建築、工業インテリアデザイン、商業についてはパソコンの専門的操作）／＊詳細については、後日通知する。」

このパソコン操作に関する実技試験は2005年度に校種・教科が中学校技術科及び高等学校工業科・商業科、内容も「パソコンの専門的操作」に限定されるようになったが[35]、これも2007年度以降は実施されなくなった。

(7) 県外試験場

2008年度実施の教員選考より、宮城県仙台市のJR仙山線「東北福祉大前」駅前にある東北福祉大学ステーションキャンパスにおいて試験を実施する県外試験場を設営するようになった。「平成21年度」選考要項の「試験会場」図に「（仙台会場）」が挿入された。

(8) 選考基準公開

2009年度より「栃木県公立学校新規採用教員選考基準」が栃木県のウェブページ上で公開されるようになった。筆者らが確認した最も古い選考基準は2010年度の選考基準である。選考基準に関する文書は「Ⅰ　各試験の概要」、「Ⅱ　合格者決定」（後に「Ⅱ　合格者決定等に関する審議の手順」）の2つの内容で構成され、「学力試験」の配点のほか、「面接」や「作文」などに関しては「評価の観点」も記されており（例1、2参照）、「合格者決定」等では合格者選定方法も明らかにされている。合格者選定方法は2012年度以降、より詳細に記述されるようになった。

例1　第1次試験　集団面接 ①面接委員・・・・PTA関係者を含む3名 ②面接時間等・・・1グループ（10人程度）40分程度 ③評価の観点・・・主として堅実性・対応力・品位 ④総合評価・・・・ABCの3段階評価 例2　第2次試験　作文 ①内容・・・・・・教師としての資質、能力、意欲について問う ②試験時間・・・・50分 ③字数制限・・・・600字～1000字 ④評価の観点・・・課題把握・実践意欲・文章構成 ⑤総合評価・・・・ABCの3段階評価

(9) 加点制度

2017年度より加点制度が導入された。加点制度の対象者及び加点方法は次のとおりである[36]。

加点制度について (1) 募集校種　　高等学校 (2) 申請資格 1ページの「2　受験資格」を満たし、一般選考で出願する者で、次のア、イのいずれかに該当する者。 ア　高等学校（国語、地理、歴史、公民、数学、物理、化学、生物、音楽、美術、書道、保健体育、家庭、英語）の志願者で、情報の普通免許状を既に取得あるいは平成30年3月31日までに取得見込み確実な者。 イ　高等学校（家庭）の志願者で、調理師の資格を既に取得している者 (3) 提出書類 ・(2) のアに該当する者は、情報の普通免許状のコピー又は取得見込み証明書を提出すること。 ・(2) のイに該当する者は、調理師資格を証明する書類のコピーを提出すること。 なお、教員選考願書「加点申請」の欄に必ず○をつけること。 (4) 加点の内容 書類審査の結果対象となった者には、第1次試験の専門科目の得点に5点を加点する。ただし、(2) のア、イ両方で申請した場合でも加点は5点とする。 書類審査の結果については、6月中旬までに本人宛通知する。

加点制度は、高校教員受験者のうち、高校情報科教員免許状取得者（見込み者含む）あるいは高校家庭科受験者で調理師資格取得者を対象として、一次試験の専門科目の得点に5点を加点するものであった（専門科目の点数は100点満点である。）。

5. おわりに

本来ならば『教育委員会月報』誌や『教職課程』誌の他府県の記事を参照し、栃木県の取り組みを客観化する必要があるが、時間的制約のため、そうした検討はできなかった。

不十分な検討ではあるが、以上のように栃木県公立学校教員候補者選考試験の形成と展開の過程を略述してきて、次のことだけは指摘しておきたい。

第一に、文部省は1982年だけでなく、86年、96年にも教員採用候補者選考試験のあり方に関して

通牒を発出していたことである。1987年度以降は複数県に「教員採用試験の改善のための実践研究」を「委嘱」し「諸課題についての研究」を検討し、1996年1月には省内に「教員採用等に関する調査研究協力者会議」を組織し検討するなど、文部省の検討は深化していた。

第二に、栃木県の選考要項をみる限り1998年以降、「面接」の域を超えた「集団討論」が導入されたり、特別選考の種類や内容が付加されていくなど、新たな選考方法が次々に導入されていったことである。特に、いわゆる人物重視の傾向とかかわり[37]、「学力試験」ないしは筆記試験を免除するための方法は多岐にわたるようになった。こうした状況からすれば、教員採用候補者選考試験の歴史において、1956年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、1982年の文初地第237号「教員の採用及び研修について」、1996年の文教地第170号「教員採用等の改善について」は時期区分の重要な指標となると考えることができよう。1986年の文教地第125号「臨時教育審議会『教育改革に関する第二次答申』について」以後に動きがないわけではないが、他の通牒と比較すると影響は大きくないように思われ、その評価は今後の検討課題としたい。

付記　本稿は、JSPS科研費JP16K04454（研究代表者 小原一馬）の助成を受けたものである。

謝辞　資料収集にあたって、東京大学大学院教育学研究科・教育学部図書室、作新学院大学図書館、栃木県立図書館、栃木県立文書館の職員の方々にお世話になりました。記して謝意を表します。

平成30年10月1日受理

付録

資料１　栃木県教育委員会の受験者に対する要望

〔1978年3月〕

清水英世高校教育課長：頭の優秀な人が多いが、自己中心的な面がある。また教育者になるという意識が弱い。もっと自覚してほしい。面接を通じて感じることは、大学の授業の仕方に問題もあろうが、思ったほど専門的に深くやってくる人が少ないことだ。また、おとなしく、温厚な優等性タイプが多く迫力がない。生徒を指導していくうえで生徒を引きつける個性がもっとほしい。そして広く勉強したうえで、弾力性のある経験と常識を身につけてもらいたい。

義務教育課人事係：小学校教師としては、子どもがほんとうに好きで明るく、リーダーシップ感覚のある人を望む。また、基本的なことを体系的に理解する能力を身につけ、心理、情操面で豊かなものをもってほしい。

（「教育長・採用担当官の談話と感触」『教職課程』第4巻第2号、1978年、31ページ）

〔1979年6月〕

渡辺幹雄教育長：今年度夏期に行われた採用試験をふり返っての感想の第1点は、男女の比率の問題である。以前は、小学校の場合は女子が非常に多かったが、最近は男子受験者が少しずつ増え続け、今年は2分の1と男子とほぼ同数になった。高校では女子が5分の1と減少した。全体的に男子受験者の増加、女子受験者の減少というのが目立った。次に、受験生の態度がきわめて良くなったということが言える。／これは県教委の意見のみならず、会場提供側の学校関係者からの声でもある。ただ、こうした良い傾向とは逆に、学力、とりわけ基礎学力の点でいえば、好ましい状態とばかりは言えない。高校などは受験生の数は増加しているが、そのことが基礎学力を持った者の数的増加となってい

ないのはまことに残念である。とにかく「基礎学力を身につけること」。この一言こそ、来年の受験生に望む点である。／小・中学校教員は、一般教養を広く身につけてもらいたい。国語なら国語しか教えられないというのではなく、音楽・体育・美術とある程度はこなせる広い教養をもった先生を期待することはいうまでもない。そして一般的に言えば、教育的使命とその自覚を大切にしてほしい。人確法などで給料が良いから教師になった、では困るのである。／当県の特色としては、東京近県などとは違って予定以上の採用をしない点があげられる。今年だと4,000名の受験者に対して全体で550名の採用である。したがって、競争率が高く、合格後の辞退者はほとんどいない（ただし試験当日の欠席者はかなり多い)。
(「主要県教育長の声：わが県が期待する教師像」『教職課程』第5巻第9号、1979年、49-50ページ)

〔1980年2月〕
渡辺幹雄教育長:本県では､次の3点を大きな教育課題として推進している｡(1)生涯教育の観点に立った諸施策の体系化。(2）特殊教育学校の整備充実。(3）生徒の多様化に伴う高校の教育指導と学校経営の改善充実。また教員をめざしている人に対しては､いくつかの要望や期待があるが､少なくとも､自己の使命を自覚し、教育職員としてその職責の遂行に努められる者であってほしいと思う。
(「わが県の教育課題と受験者への期待」『教職課程』第6巻第2号、1980年、93ページ)

〔1982年度〕
「58年度採用試験に向けての教育委員会のコメントは『教育に熱心さを持っていることがまず第1条件、それに教育指導力はもちろんのことだが、スポーツ、文化などクラブ活動の指導にも力を注げる人』を望んでいる。」
(『教職課程』第8巻第10号、1982年、397ページ)

〔1983年度〕
「採用側の県教委は『たんに知識（学力）が優れていても教師としての資格は十分でない。児童・生徒の非行化が急増しているが、これは教師との対話・コミュニケーションの薄れも一因と思われる。クラブ・部活動に積極的に取り組む教師が望まれている。児童・生徒との“ハダとハダとのふれあい”を大切にしたい』としている。」
(『教職課程』第9巻第11号、1983年、38ページ)

資料2　合格者の出身大学

『教職課程』誌には、1979年度から合格者の出身大学に関する情報が掲載されるようになった 。1979年度は、小・中学校では宇都宮大の出身者が239人で最も多く、千葉大、茨城大、新潟大、群馬大出身者がつづき、養護教諭では国学院栃木短期大出身者が多いと記されていた。小・中学校合格者に宇都宮大出身者が占める割合が大きい状況はその後もつづく。1981年度以降、宇都宮大以外の大学として私立大学が名前を連ねるようになる。1981年度に国学院大、文教大が登場するようになり、その後、文教大出身者が宇都宮大に次ぐ存在となる。高校合格者数でも宇都宮大出身者が上位に位置するが、小・中学校ほどではなく、筑波大、国学院大出身者が上位に名を連ねている。こうした情報は1988年度まで掲載されていたが、その後、掲載されなくなった。

1979年度

小・中学校

順位	大学名	合格者数
1	宇都宮大	239
−	千葉大	−
−	茨城大	−
−	群馬大	−

養護教員

順位	大学名	合格者数
1	国学院栃木短大	−

1980年度

小・中学校

1	宇都宮大	−
−	千葉大	−
−	茨城大	−
−	新潟大	−
−	群馬大	−

1981年度

小・中学校・養護教員

1	宇都宮大	280
2	文教大	32
3	国学院大	26
4	新潟大	23
5	千葉大	22

高校・特殊教育

1	宇都宮大	7
2	筑波大	6
3	東北大	5
3	国学院大	5
5	東京大	4

1984年度

小・中学校

1	宇都宮大	−
2	国学院大	−
3	文教大	−
4	早稲田大	−
5	埼玉大	−
5	日本大	−
5	千葉大	−

高校

1	筑波大	−
2	宇都宮大	−
3	早稲田大	−
3	国学院大	−
3	千葉商大	−

特殊教育

1	宇都宮大	−
2	淑徳大	−
3	文教大	−
3	国立音大	−
3	筑波大	−

1987年度

小・中学校

1	宇都宮大	227
2	文教大	27
3	国学院栃木短大	26
4	茨城大	11
5	日大	10

注.国栃（7人）、茨大（1人）：養護

県立学校

1	宇都宮大	40
2	筑波大	13
3	東北大	7
3	早稲田大	7
3	東北福祉大	7

注.宇大（10人）、福祉大（7人）：特殊

1988年度

小・中学校

1	宇都宮大	235
2	文教大	37
3	国学院栃木短大	27
4	福島大	16
4	埼玉大	16

注.国栃（7人）：養護

県立学校

1	宇都宮大	34
2	筑波大	13
3	早稲田大	7
3	東北大	7
3	東京理科大	7

注.宇大（7人）、筑大（1人）：特殊

[1] いわゆる教員採用試験は学術用語としては定着していないように思われるため、ここでは土屋基規の用例に倣うこととした。土屋は「教員採用候補者選考試験（教員採用試験）」と表記している（土屋「教員採用候補者選考試験に関する情報公開の教育法的考察」『神戸大学発達科学部研究紀要』第11巻第2号、2004年、29-43ページ）。

[2] 神田修・土屋基規『教師の採用　――開かれた教師選びへの提言――』（有斐閣、1984年）、榊原禎宏「第6章　教員採用制度の現状と課題」（日本教師教育学会編『講座　教師教育学　Ⅱ　教師をめざす　――教員養成・採用の道筋をさぐる――』学文社、2002年、163-175ページ）、藤本典裕「第2章　採用試験」（土屋基規編『現代教職論』学文社、2006年、32-44ページ）、布村育子「教員採用システムの史的動向に関する考察」（『埼玉学園大学紀要　人間学部篇』第13巻、2013年、107-120ページ）、など。

[3] 布村、前掲論文、2013年、109ページ。

[4] 「教員養成学部を卒業又は修了する者の採用について」『教育委員会月報』第4巻第7号、1952年、10-11ページ。

[5] 学校管理課「昭和三十五年度栃木県公立学校新規採用教員選考要項」『教育月報』1959年11月号、35ページ。今回の調査では、①「昭和三十五年度栃木県公立学校新規採用教員選考要項」のほか、②「昭和45年度栃木県公立新規採用教員選考要項決まる」（『教育とちぎ』1969年8月号、42-44ページ）、③「昭和四十六年度栃木県公立学校新規採用教員選考要項」（『教育とちぎ』1970年8月号、41-43ページ）、④「47年度新規採用教員選考決まる」（『教育とちぎ』1971年7月号、41-52ページ）の4つの栃木県公立学校新規採用教員選考要項を見つけ出すことができた。栃木県立文書館所蔵資料も調査したが、これまでのところ見つけ出すことはできていない。

[6] 養護教員の試験科目は「一般教養及び養護に関する専門科目」とされた。また、「専門科目（実技含む。）」の「実技」は後述の『教職課程』誌掲載記事、1967年の選考要項（「昭和43年度栃木県公立学校教員採用試験のお知らせ」『教育月報』1967年7月号、28ページ）をみる限り、中・高等学校の音楽、美術、保健体育の教員選考に限定されたものであったと考えられる。

[7] 記事等において、いわゆる教職教養に言及されるようになるのは1986年以降である。『教職課程』誌の記事で「教職・一般教養併せて50分、12問。募集要項には『一般教養』となっているが、実質的には教養・一般1対1の割合での出題。教職教養は教育法規に関する問題が多い。次いで学習指導要領、教育史、教育心理」と記されている（「県別教員試験実施速報　栃木県」『教職課程』第12巻第9号、1986年、26ページ）。

[8] 「51年度教員試験採用状況を探る　栃木県」『季刊　教職課程』第1巻第4号、1975年、117ページ。

執筆者は酒井征（栃木新聞社）。

[9]「52年度教員試験採用状況を探る　栃木県」『季刊　教職課程』第2巻第4号、1976年、112ページ。執筆者は豊坂正（栃木新聞社）。

[10]「53年度教員採用試験全都道府県実施状況報告　栃木県」『教職課程』第4巻第2号、1978年、41ページ。

[11]「全国47地元新聞社　わが県の教員試験　栃木県」『教職課程』第6巻第6号、1980年、174ページ。執筆者は八板武（下野新聞）。

[12]「57年度教員試験実施状況　栃木県」『教職課程』第7巻第15号、1981年、41ページ。

[13]「全国地元新聞社　わが県の教員試験　栃木県」『教職課程』第7巻第6号、1981年、178ページ。執筆者は八板武（下野新聞）。

[14]「県別情報　わが県の教員採用試験　栃木県」『教職課程』第7巻第11号、1981年、44ページ。執筆者は八板武（下野新聞）。

[15]（文部省）地方課「昭和六一年度教員採用選考試験の実施方法について」『教育委員会月報』第37巻第6号、1985年、62ページ。

[16]「わが県の教員採用試験　栃木県」『教職課程』第7巻第11号、1981年、44ページ。執筆者は八板武（下野新聞）。

[17]「県別情報　昭和56年度教員試験実施概況　決定版」『教職課程』第7巻第2号、1981年、43ページ。

[18]『下野新聞』1980年11月1日、2ページ。同、1980年11月7日、2ページ。

[19]『教育委員会月報』第387号（1982年）には「教員採用試験の特色」の特集記事が組まれ、香川県、宮城県、兵庫県、京都市、長野県、岐阜県、北海道の事例が紹介されている。

[20]「平成二年度公立学校教員採用選考試験の実施方法について」『教育委員会月報』第41巻第8号、1989年、51ページ。

[21] 地方課「昭和六四年度公立学校教員採用選考試験の実施方法について」『教育委員会月報』第40巻第9号、1988年、14ページ。

[22] 地方課「教員採用等に関する調査研究の開始」『教育委員会月報』第525号、1994年、70ページ。

[23] 地方課「解説　教員採用等の改善について」『教育委員会月報』第48巻第1号、1996年、9ページ。

[24]「地元記者総力取材　県別詳報　栃木県」『教職課程』第9巻第11号、1983年、38ページ。

[25]「速報　地元記者県別直前レポート第1弾　栃木県」『教職課程』第10巻第8号、1984年、45ページ。

[26]「直前総力取材　地元記者県別詳報　栃木県」『教職課程』第10巻第9号、1984年、48ページ。

[27]「県別教員試験実施速報　栃木県」『教職課程』第12巻第9号、1986年、26ページ。

[28]「速報　県別・教員試験実施情報　栃木県」『教職課程』第16巻第7号、1990年、22ページ。

[29] 前掲、『教職課程』第12巻第9号、1986年、26ページ。

[30]「64年度教員試験実施速報　全県試験実施状況　栃木県」『教職課程』第17巻第9号、1991年、33ページ。

[31] 栃木県教育委員会「平成5年度栃木県公立学校新規採用教員選考要項」、2ページ。

[32] 栃木県教育委員会「平成11年度栃木県公立学校新規採用教員選考要項」、2ページ。なお、選考要項上で「集団討論」が明記されるのは「平成13年度」選考要項以降である。

[33] リーフレットには「栃木県は、こんな教師を求めています」、「栃木県は、こんな教育を進めています」という二つの見出しのもと、「栃木県教育基本方針」、「求める教師像」、「いきいき栃木っ子3あい

運動」について記されている。当初はA4版、1枚、片面に記されていた。

[34] 栃木県教育委員会「平成14年度栃木県公立学校新規採用教員選考要項」、2ページ。

[35] 栃木県教育委員会「平成18年度栃木県公立学校新規採用教員選考要項」、2ページ。

[36] 栃木県教育委員会「平成30年度栃木県公立学校新規採用教員選考要項」、9ページ。

[37] 榊原、前掲、2002年、169ページ。

[38]「全都道府県教員需給調査」『教職課程』第5巻第10号、1979年、39ページ(「どこの県の教員にはどこの大学の出身者が多いか？　はじめて直接採用担当者に取材」と記されている。)、「栃木県」(執筆者は「下野新聞・八板武」、『教職課程』第6巻第2号、1980年、31ページ、「栃木県」『教職課程』第7巻第2号、1981年、43ページ、「栃木県」(執筆者は「下野新聞・八板武」)『教職課程』第7巻第9号、1981年、22ページ、『教職課程』第10巻第8号、1984年、45ページ、『教職課程』第12巻第9号、1986年、26ページ、『教職課程』第14巻第13号、1988年、33ページ、『教職課程』第15巻第13号、1989年、25ページ。

Historical Analysis on the Selection Test System for Teacher Candidates in Tochigi Prefecture after World War Ⅱ

KAWARAI Chihiro, MARUYAMA Tsuyoshi and KOHARA Kazuma